

新北市政府殯葬管理處 函

地址：22052新北市板橋區環河西路5段502號

承辦人：唐永年

電話：(02)22571207 分機165

傳真：(02)82521344

電子信箱：an2786@ntpc.gov.tw

22048

新北市板橋區新海路424之1號2樓

受文者：新北市葬儀商業同業公會

發文日期：中華民國109年11月17日

發文字號：新北殯館字第1095121210號

速別：普通件

密等及解密條件或保密期限：

附件：如附件二

主旨：檢送本處殯儀館110年度加、減價日表，請貴公會轉知所屬會員，請查照。

正本：新北市葬儀商業同業公會

副本：

處長黃秀川

本案依分層負責規定授權業務主管決行

新北市政府殯葬管理處-中華民國 110 年 加、減價日表

月份	加 價 日	原 價 日	減 價 日
一月	4、6、7、 <u>10</u> 、12、13、 <u>16</u> 、 18、19、22、 <u>24</u> 、28、 <u>30</u>	<u>1</u> 、 <u>2</u> 、 <u>3</u> 、5、8、 <u>9</u> 、14、 <u>17</u> 、 26、27、29、 <u>31</u>	11、15、20、21、 <u>23</u> 、 25
二月	3、4、 <u>6</u> 、 <u>7</u> 、 <u>16</u> 、18、19、 22、23、24、 <u>27</u>	1、2、8、 <u>10</u> 、 <u>11</u> 、 <u>12</u> 、 <u>13</u> 、 <u>15</u> 、17、20	5、9、 <u>14</u> 、 <u>21</u> 、25、 26、 <u>28</u>
三月	2、3、 <u>7</u> 、12、 <u>13</u> 、15、19、 <u>20</u> 、24、25、 <u>27</u> 、31	4、5、9、10、11、16、18、 <u>21</u> 、22、23、 <u>28</u> 、30	<u>1</u> 、 <u>6</u> 、8、 <u>14</u> 、17、26、 29
四月	6、7、13、16、 <u>18</u> 、19、 22、 <u>25</u> 、29	1、 <u>2</u> 、 <u>4</u> 、 <u>5</u> 、9、 <u>10</u> 、 <u>11</u> 、 12、15、 <u>17</u> 、21、23、 <u>24</u> 、 27、28、30	<u>3</u> 、8、14、20、26
五月	<u>1</u> 、4、5、10、12、13、14、 <u>16</u> 、17、20、 <u>22</u> 、24、25、 <u>29</u>	3、6、7、 <u>8</u> 、 <u>9</u> 、19、21、 <u>23</u> 、26、 <u>30</u>	<u>2</u> 、11、 <u>15</u> 、18、27、 28、31
六月	1、3、 <u>5</u> 、7、11、15、17、 <u>19</u> 、22、23、 <u>27</u> 、29	2、4、 <u>6</u> 、10、 <u>12</u> 、 <u>13</u> 、 <u>20</u> 、 21、24、25、28、30	8、9、 <u>14</u> 、16、18、 <u>26</u>
七月	1、5、 <u>11</u> 、12、15、 <u>17</u> 、 <u>18</u> 、21、23、 <u>24</u> 、27、29	2、 <u>4</u> 、6、7、8、9、 <u>10</u> 、13、 19、20、22、 <u>25</u> 、30、 <u>31</u>	<u>3</u> 、14、16、26、28
八月	2、4、5、 <u>8</u> 、9、11、12、 16、17、 <u>21</u> 、23、24、27、 <u>28</u> 、 <u>29</u>	6、13、 <u>14</u> 、 <u>15</u> 、19、20、 26、30、31	<u>1</u> 、3、 <u>7</u> 、10、18、 <u>22</u> 、 25
九月	1、2、 <u>4</u> 、 <u>5</u> 、9、14、15、 17、 <u>21</u> 、 <u>26</u> 、27、29	6、7、8、11、 <u>12</u> 、13、 <u>19</u> 、 <u>20</u> 、22、23、24、 <u>25</u> 、30	3、10、16、 <u>18</u> 、28
十月	<u>3</u> 、8、 <u>9</u> 、 <u>10</u> 、13、 <u>16</u> 、19、 21、22、25、 <u>31</u>	1、4、5、7、14、15、 <u>17</u> 、 18、20、 <u>24</u> 、26、28、 <u>30</u>	<u>2</u> 、6、 <u>11</u> 、12、 <u>23</u> 、 27、29
十一月	2、3、 <u>7</u> 、12、 <u>14</u> 、15、16、 18、24、26、 <u>27</u> 、 <u>28</u>	1、5、 <u>6</u> 、8、9、10、11、 <u>13</u> 、19、 <u>20</u> 、 <u>21</u> 、25、30	4、17、22、23、29、
十二月	1、 <u>4</u> 、6、8、10、14、20、 22、 <u>26</u> 、30	2、 <u>5</u> 、7、9、 <u>11</u> 、13、15、 17、 <u>18</u> 、 <u>19</u> 、21、 <u>25</u> 、27、 29	3、 <u>12</u> 、16、23、24、 28、 <u>31</u>

◎備註：

109 年 10 月 28 日修訂

- 一、標示紅字為星期六或星期日。
- 二、標示綠字為非星期六、日之國定假日或彈性補假日。
- 三、標示紅字底線日期同為星期六、日及國定假日。
- 四、本表係參考通書編排而成。